参加者の処分に抗議

北教組支会

10、26統一行動

人事院勧告（給与引上げ）の完全実施と民主教育の確立をめざして昨年十月二十六日に全道一斉に教職員が統一行動として市町村単位の集会をおこなつたのにたいして道教委ではこれを地方公務員法で禁止されている争議行為であつたとして、六日付で参加者全員の懲戒処分を発令しました。

足寄町教育委員会にはその日の午前十一時すぎに処分辞令がとどき、急拠、教育委員会をひらき、さらに町内の学校長を招集して戒告五十名、訓告二十九名の辞令をそれぞれ該当校に配分し、各学校では七日にそれぞれ該当教員にたいして校長から辞令の交付がありました。

しかし各校とも一斉に、十月二十六日の統一行動は争議行為ではなく教職員にあたえられている年次有給休暇のうち二時間なり三時間なりを行使したものであつて違法ではない、従つて懲戒処分は不当であるとして辞令を校長に返上する一方、処分に関して校長の見解をただしても充分な回答が得られないので教育委員会側の意向を確かめるべく全町各校の教員は三ヶ五ヶと午後四時すぎに教育委員会が併置されている公民館の大ホールにあつまりましたが、清水教育長も岡次長も各係長も不在のため百名余の参加者によつて不当処分反対の抗議集会となりました。

異例の教育長との団交

この集会は北教組十勝支部足寄支会の橋場支会長のあいさつにはじまり、鈴木副支部長をはじめ各民主団体代表の激励のことば、支会執行部と各学校分会の報告がおこわれているときに、芽登、喜登牛方面へ出かけていた清水教育長が帰つてきたので支会執行部が参加者との話し合いを申し入れたが代表者との会談なら応ずるとのことで、その旨を会場にはかつたところそれぞれ遠方から一身上の問題であつまつているのだから全員の前で教育長の生の声をききたいということで、町でははじめての、大ホールにおいて公開の異例の団体交渉となりました。

質問は執行部が参加者それぞれの要望をとりまとめて発言することになり、六時すぎから二時間にわたつてくりひろげられた清水教育長との一問一答の要旨はつぎのとおりです。

—同じ日に同じ行動をしたのに戒告と訓告があるのはなぜか

原則は戒告だが、はじめて10・26に参加したものを訓告と軽くしたと思う

—10・21のときも10・26の処分事由が違うのはなぜか

10・21は午後からの職場離脱であり10・26の場合は朝から出てこないから違う

—他から転入してきたものを再内申したというが事実か、なにを根拠にしたのか

した、その根拠は事務的なものでいう必要はない

—有給休暇は請求権ではなく形成権である、なにをもつて争議行為とするのか

有給休暇の時期変更権を認めないからであると思う

—時期を変更するように指導したのか、公務員の争議行為についてはすでに無罪判決が出ているではないか

処分は道教委がする

—足寄にも本別にも陸別にもそれぞれ教育委員会があるのは、それは独自の地教委能力があるからではないか

地教委能力があるから処分辞令を受け取つたのである

—昨日、藤村教育委員長は、二月五日の町議会で10・26の処分中止の意見書提出を議決したのは議会が勝手にやつたことで教育委員会は関知しないといつているがどうか

教育委員個人の発言に責任はもてない

—町議会の議決は民意を反映したものでないか

議決される以前にすでに教育委員会は道教委に処分を内申しており、議決があつたからといつて内申を変更する必要はなかつた、結果としてこの処分は民意を反映していると思う

—民意は処分中止であるどのように内申したのか

行動の事実をそのまま報告し公平にしてほしいと内申した、10・21のときは反省書を出さなければ訓告とはしなかつたが、このたびはそれがなくても訓告にしたのは配慮したことである

—十勝教育局では足寄と陸別はそうした議会の議決があるので、処分が適当かどうかを指示したと公言しているがどうか

知らない

—鶴居村など三市町村は処分内申をしなかつた深川など三市は当日始業時間を午前十時にするなど民主的に地教委能力を発揮している、勇気をもつて道教委にたいして処分の撤回を求めるべきではないかそうした勇気をもつ必要はないと考える

—民意に反したこの処分について町議会で論議となるがどう考えるか

仮定の問題には答えられない

高橋前町長らを取り調べ

釧路地検帯広支部　超勤手当受給事件で

釧路地方検察庁帯広支部では足寄町の前町長高橋安蔵、前助役小関重雄、前収入役高野一義の三氏に関する在任中の時間外手当受給事件についてこのほど捜査を開始し取り調べをおこなつています。

この事件は昨年二月の町議会決算特別委員会の審査で明らかにされたもので、給与や手当の支給は条例によらなければならないのにこれに違反していたこと、町長らの三役は特別職の立場で使用者側であつて一般職員のように勤務時間がないので、従つて時間外手当などはあり得ないのに昭和三十九年から三ヵ年にわたつて三氏が自ら決裁して支給をうけていたことは業務上公金横領の疑いがあることなどで、三氏はすでにその分は町に返済していますが、一年後のこんにち刑事事件として捜査の対象となりました。

同支部では二日に町役場から当時の三ヵ年間の支出関係書類の提出を求めましたが、柴首席検事は『裁判まで必要だから…』として長期間の保管をほのめかしていたそうで、事件は起訴—公判へと進展するものとみられます。

このために三十九年度から四十一年度までの一般町費支出関係は検察庁へゆかないとわからない状態となつています。

町議会の処分中止の議

決が民意ではないか

○…清水教育長と北教組支会との話し合いは終始一貫して全くの平行線。町の教育行政をリードする教育長と教育の現場でこどもに接している先生方とがこうもスレ違つて、まるで敵、味方のように対立。

○…懲戒処分を内申したものと処分をうけた側との対陣だけに熱気のはらんだ問答のなかで教育長が『教育の現場を混乱させたいという教育長などは一人もいない』と見得を切れば会場から『一人いる』との半畳。

○…トタンに教育長は色をなして退場。あわてた支会の幹部連がなだめてつれ戻したところ『心配していたことが現れた、これ以上話し合いをつづけるとお互いによい結果にならない』といつてまたプイッと退場。

○…ふたたびつれ戻しにいつて、こんどは午後八時までとの時間制限をつけて話し合いを再開。そしてどうにかひと区切りになつたところで不当処分反対の決議文を手交しようとすれば、『そんなものは貰えない』といつてこんどは完会に退場。

○…藤村委員長と清水教育長は管内切つての右寄りコンビとして有名で、歴代の自民党文部大臣が日本最大の労働組合である日教組を相手にしないトゲトゲしい在り方をそのまま足寄にもち込んでいるような風景ともいえましょう。

まさに平行線

桜の満開とともに春物衣料が各産地からドッサリ入荷いたし店内に陳列を完了しました、どうぞ御高覧下さい

株式会社 前田呉服店
初夏の新しいブラウス　百選会
婦人ワンピース新型　発表会
婦人パパリコートオール陳列会
あわせて御高覧頂ければ幸いです
足寄駅前　電話22番

刈払機　新鋭機！（使いやすさ）抜群
刈払機の王座　イリノ式　日立製　共立製
○1、5HPで7KG台の軽さです
○身体に受ける振動が少なく疲れません
○ダイヤフラム気化器を採用していますから使用姿勢が広範囲です
○人間工学をとり入れ扱い易く設計
（用途）
○稲麦の刈取り
○山林の地拵え下刈り
○果樹園の下刈り
○道路の草刈り
○牧草刈り
造林用　島田鍬と鎌　大量入荷！
有限会社 鈴木鋸刃物店　足寄町大通り　電話307番

家具と建材のサトウ
あなたの快的で豊かな住いと暮しのためにご用命をお待ちいたします！
募集　家具、建具製造職人及び見習
佐藤家具建材店
足寄駅前　電話221番

行政届出、申請
農地売買許可申請
失業、労災保険手続
交通事故損害請求手続
天野行政労務事務所
土地の測量と分筆登記一切
田中測量出張所（天野事務所内）
事務所　本別町北三丁目　T②二六四〇
自宅　本別町北六丁目　T②二六五三